

令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金

< 質問集 >

問1

Q：「測量機器等」とは何か。

A：測量機器、建設作業支援ロボット及びICT機器等の総称です。

それぞれの定義は実施要領第2条をご確認ください。

補助対象経費に該当するか不明な場合は、P.7の問合せ先まで連絡してください。

問2

Q：だれでも補助金の申請はできるのか。

A：京都府内に主たる営業所を置く令和4年度京都府建設工事競争入札参加資格業者及び京都府測量等業務指名競争入札参加資格業者を対象としており、それ以外の方は申請できません。（工事の種別は問いませんが、ドローンや地上レーザスキャナなどの測量機器は、公共工事で経費が計上されている場合は補助対象外です。）

問3

Q：年度途中から補助対象となる測量機器等のリースを行う場合、補助対象となるのはいつからか。

A：リース開始日（すでにリースを開始している場合は交付決定以降）からの経費を補助対象としています。なお、申請いただいてから審査を行いますので、交付決定にはある程度の日数を要します。

問4

Q：消費税及び地方消費税は補助対象か。

A：対象外です。

問5

Q：施工管理ソフトについて、5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して補助対象期間の経費を補助対象経費とすべきか。

A：使用権（ライセンス）購入型の施工管理ソフトは、按分し、補助対象期間に発生する経費を補助対象経費として取り扱います。補助対象期間外に発生する経費は対象にはなりません。

問 6

Q : 補助金交付申請額の 1,000 円未満切り捨ての取扱いはどうか。

A : 補助対象経費に補助率を乗じて得た額について、1,000 円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとします。この場合、品目毎に合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は端数を切捨ててください。

計算例

ウェアラブルカメラ	3 台	リース代 45,000 円 × 3 台 × 1/2=67,500 円→67,000 円
パワーアシストスーツ	1 基	リース代 75,000 円 × 1 基 × 1/2=37,500 円→37,000 円
		補助金交付申請額 104,000 円

問 7

Q : 同一年度内であれば 2 回以上、補助金申請は可能か。

A : 補助限度額は 1 事業者あたり 1,000,000 円ですので、限度額の範囲内であれば申請は可能です。実施中の補助事業があり、補助対象期間内に追加する場合は、補助事業の変更の手続きを行ってください。既に事業が完了している場合は新規に申請を行ってください。

問 8

Q : 実施要領第 8 条の軽微な変更は、どのようなものか。

A : 既に交付決定された内容の範囲内で変更するもの。(例：賃借期間の変更や台数の変更による減額等)

なお、以下の場合には軽微な変更にあたらないので、補助事業の変更の手続きを行うこと。

- ・ 交付決定額を増額する場合
- ・ 交付決定を受けていない機器を追加する場合
- ・ 交付決定額の 50%を超えて減額する場合

※質問集は随時更新します。